

作業療法の定義改定を 定時社員総会で承認

学術部 学術委員会

平成 30 年 5 月 26 日に開催された平成 30 年度定時社員総会において「作業療法の定義改定承認の件」が審議された。第 4 号議案として提出されたこの議案は、形式的には法人法および本会定款に規定された決議事項には該当しないものの、「作業療法」が定款第 3 条（本会の目的）および第 4 条（本会の事業）の各規定の基本的構成要件であり、作業療法士が「作業療法」を説明する際にも決定的な意味をもつ最重要案件であることから、最高決議機関である社員総会での審議に託された。その結果、議決権 205 票のうち、賛成 200 票、反対 2 票、無効 3 票の賛成多数により下記の新定義が承認された。

新定義（2018）

作業療法は、人々の健康と幸福を促進するために、医療、保健、福祉、教育、職業などの領域で行われる、作業に焦点を当てた治療、指導、援助である。作業とは、対象となる人々にとって目的や価値を持つ生活行為を指す。

（注釈）

- 作業療法は「人は作業を通して健康や幸福になる」という基本理念と学術的根拠に基づいて行われる。
- 作業療法の対象となる人々とは、身体、精神、発達、高齢期の障害や、環境への不適応により、日々の作業に困難が生じている、またはそれが予測される人や集団を指す。
- 作業には、日常生活活動、家事、仕事、趣味、遊び、対人交流、休養など、人が営む生活行為と、それを行うのに必要な心身の活動が含まれる。
- 作業には、人々ができるようにになりたいこと、できる必要があること、できることが期待されていることなど、個別的な目的や価値が含まれる。
- 作業に焦点を当てた実践には、心身機能の回復、維持、あるいは低下を予防する手段としての作業の利用と、その作業自体を練習し、できるようにしていくという目的としての作業の利用、およびこれらを達成するための環境への働きかけが含まれる。

本協会における「作業療法の定義」が最初に定められたのは昭和 60 年であることから、今回実に 33 年ぶりに改定されたことになる。今回定義改定を行った背景については、学術誌『作業療法』第 33 巻 2 号に掲載されている「日本作業療法士協会

の作業療法の定義改定に向けた学術委員会における検討内容」で報告されているので是非ご一読いただきたい。

さて、この定義改定の手続きは次ページの図に示すように、2013 年に学術委員会内にワーキンググ



定義改定までの手続き

グループを設置したことに始まり、今回の社員総会での承認に至るまで約5年の歳月を要した。作成した草案は、最終的に第6次草案にまで及んだ。この5年間にパブリックコメントの募集を3回、理事、代議員、有識者に対するWEBアンケートを2回実施した。また、歴代会長や役員を対象としたヒアリングを実施したほか、日本作業療法学会および全国研修会では定義改定をテーマとしたシンポジウムを計3回開催した。これらを通して、会員の意見を取り入れる機会は十分に作れたのではないかと考えている。なお、本改定作業の手続き、各草案の変遷、WEBアンケートやパブリックコメントで寄せられた意見、歴代会長や役員へのヒアリング結果を

踏まえた定義改定委員会での議論等の詳細に関しては、改めて学術誌『作業療法』で報告する予定である。

今回の定義改定作業では、作業療法の現状を十分に反映した表現にすることを重視したうえで、定義文はできるだけ短くし、不足する内容は注釈で説明することにした。

今後は改定された定義が協会の公式定義となる。この「作業療法の定義」は、協会が“作業療法とは何か”を内外に示す意思表示でもある。会員諸氏には新定義を十分に吟味し、今後の作業療法業務に活用していただきたい。